令和6年度　児童手当制度改正　手続き要否確認用　フローチャート

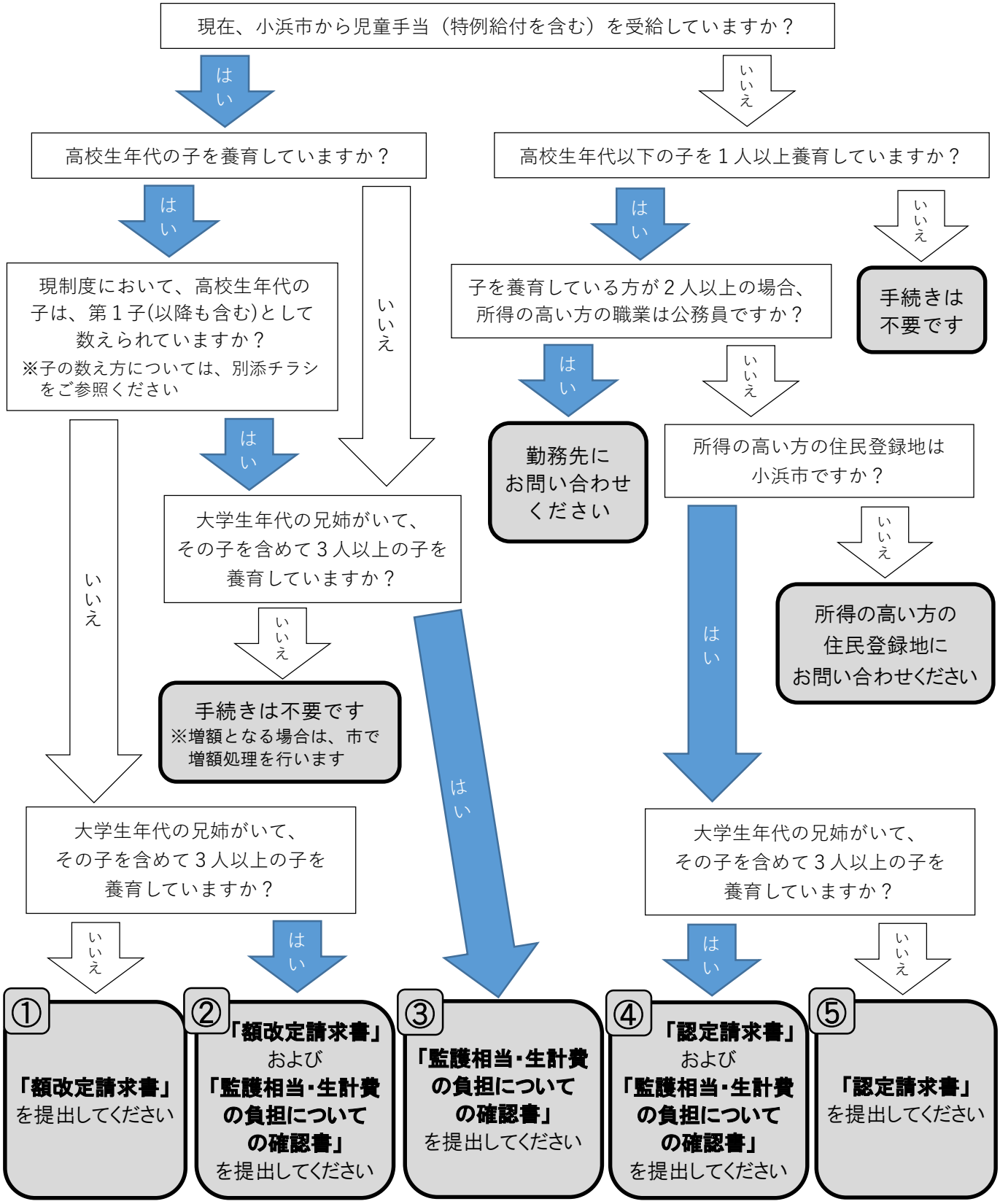

◎ 高校生年代・大学生年代について

高校生年代（新たな児童手当の支給対象）
→ 2006(平成18)年4月2日 ～ 2009(平成21)年4月1日生まれの方

大学生年代（児童手当制度における子の新たなカウント対象）
→ 2002(平成14)年4月2日 ～ 2006(平成18)年4月1日生まれの方

※ 認定請求書には、受給者の「保険証のコピー」「振込先の通帳(カード)のコピー」が必要です。

※ 子が学生に限らず、就労や結婚しているなどの状況、あるいは別居している場合でも、親が子の監護や経済的な負担をしている状況であれば、児童手当の対象、または制度における子のカウント対象となります。